

第 103 回労災保険部会 特別加入制度に係る主なやりとり
(令和 4 年 2 月 1 日開催)

文責：事務局（労災管理課）

- 歯科技工所を開設する際に、構造設備基準を満たす必要があるとのことだが、一人親方の方も歯科技工士法で定められた設備はきちんと設置しているという理解でよいか。
- 歯科技工士の設備は、構造設備基準で決められているので、一人親方であるか否かにより、ほとんど変わるものではない。

- 歯科技工では様々な化学物質が扱われていると思うが、一人親方の作業環境について、粉じんなどの作業環境測定や、リスクアセスメントは、行われているのか。
- 粉じんの測定等は、おそらく一般の歯科技工所ではやっていない所が多いと思う。足りないところについては、日本歯科技工士会としては今後も研修会等を計画することとしている。危険な化学物質の使用については、厚生労働省からリスクアセスメントの情報が毎月流れてくるので、それを会員に周知徹底している。

- 歯科技工士の一人親方が複数の歯科技工所で働く場合は、自らが開設する歯科技工所以外のところでは、雇用関係にあるのか。
- その形態が取られる場合もある。

- 今後の特別加入団体としての在り方や、安全教育の方法などについて、教えていただきたい。
- 日本歯科技工士会が特別加入団体となる場合、日本歯科技工士会の会員以外の歯科技工士も入っていただけのような方策を取っていきたいと思っている。安全教育については、日本歯科技工士会で実施している研修の中での実施を考えており、作業中における感染予防対策や粉じん対策をテーマにしていく。

- 50代以上の方が多という説明をいただいたが、年齢によって起こり得る事故も異なることが考えられることから、高齢者向けの安全教育についても重視していただく必要がある。
- 御指摘のとおり、しっかりと対応をしていく。

- 全国規模で特別加入団体を運営することになると、対面での安全対策の実施が難しくなる。安全衛生対策をきちんとしていただきたい。
- 中央と地方で連携しながら、しっかりと研修をしていきたい。

- 歯科技工士が特別加入できるようにすることが重要と考えた理由を教えてください。
- 労災保険の特別加入については、長い間、会員や全国の歯科技工士から求められていたものである。